

○新潟県中東福祉事務組合会計事務規則

平成 17 年 9 月 1 日組合規則第 4 号

改正

平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 19 号

平成 29 年 3 月 31 日組合規則第 6 号

(通則)

第 1 条 組合の会計に関する事務については、法令その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(準用規定)

第 2 条 五泉市会計事務規則（平成 18 年五泉市規則第 47 号）の規定をこの組合の規則として準用して適用する。この場合において同規則中、「市」とあるを「組合」に「市長」とあるを「管理者」に「課長」及び「財政課長」とあるを「事務局長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行前に、廃止前の新潟県中東福祉事務組合財務規則の規定によりなされた手続きは、この規則の相当規定によりなされた手続きとみなす。

附 則（平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 19 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日組合規則第 6 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。